施設等の管理者の皆様へ

～南海トラフ地震の津波から円滑に避難するために～

**対策計画・地震防災規程**　の作成・変更が必要です

南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域）及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震です。

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、著しい被害が生ずるおそれのある市町村が、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）に指定されました。（大阪府内は42市町村）

推進地域内において、津波防災地域づくりに関する法律に基づき大阪府知事が設定する津波浸水想定において、水深３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域(対象区域)において、大勢の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設などに、津波からの円滑な避難の確保等について定めた対策計画又は地震防災規程を定めることが義務付けられています。

また、令和元年５月31日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたため、既に定められた場合も変更する必要があります。

対策計画、地震防災規程を作成する必要のある施設又は事業

対策計画・地震防災規程を作成する必要のある施設等は、対象区域（3ページの「対策計画・地震防災規程を作成する施設等の区域」を参照）に所在している次の施設等です。施設等の管理運営者が計画の作成義務者となります。

○病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

（映画館、キャバレー、遊技場、料理店、店舗、診療所、図書館、公衆浴場、神社、寺院、教会、停車場・発着場、駐車場、学校、福祉施設、放送局、その他の事業場　等）

○石油類、火薬類、高圧ガスその他の危険物を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

○鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

○その他、地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業

（水道事業、電気事業、ガス事業、勤務者が1,000人以上の工場　等）

　　　　　　　（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条に規定）

○施設又は事業の管理運営者は、「対策計画」又は「地震防災規程」のいずれかを作成します。

（１）「対策計画」とは、特別措置法の第7条に基づき、津波に係る地震防災対策に関して作成を義務付けられた計画をいい、下の（２）に該当しない施設等で特別措置法の適用を受ける施設等の管理運営者が作成します。

（２）「地震防災規程」とは、消防法等関係法令の規定により、消防計画や予防規程等の防災又は保安に関する計画や規程の作成を義務付けられている施設等の管理運営者が作成します。当該計画等の中に、対策計画で定めるべき事項を定めた部分をいいます。

**（消防法に基づく消防計画や予防規程を定めている事業所等は、「地震防災規程」を定めます。）**

計画等に定める事項

対策計画又は地震防災規程として定めなければならない事項は、南海トラフ地震に係る次の事項です。

① 津波からの円滑な避難の確保（避難場所や避難経路、従業員や顧客の避難の方法　等）

② 時間差発生等における円滑な避難の確保（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置　等）※

③ 防災訓練（施設等が実施する避難訓練や他の機関が実施する訓練への参加　等）

④ 地震防災上必要な教育及び広報（従業員への教育や顧客等への広報の実施方法（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置を含む）　等）※

　※上記下線部が今回の変更箇所となります。

各提出先において対策計画、地震防災規程のモデルを作成しているところもあります。

各施設等においては、各提出先が作成した対策計画、地震防災規程のモデル等をもとに計画等を作成してください。

計画等の提出先

対策計画、地震防災規程を作成した場合、次の提出先に提出してください。

（計画の作成にあたってわからないことがある場合も、それぞれの提出先にお問い合わせください。）

　　　　　　　　　　　　大阪府知事（危機管理室防災企画課）

計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者

**（消防法に基づく消防計画や予防規程の中で定めた場合は所在地の消防署に提出。）**

※施設等が消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務付けられている場合は、施設等の管理運営者は、それぞれの計画又は規程で地震防災規程を作成し、それぞれの提出先に提出する必要があります。

※対策計画（又は地震防災規程）の写しは、所在地の市町長へ送付する必要があります。

**対策計画**

**地震防災規程**

計画等の提出期限

対策計画・地震防災規程を作成した時は、遅滞なく提出する必要があります。

○対象区域内で新たに施設等を開業する場合は　　**施設等の開業前**

※施設の拡大や事業内容の変更等がある場合も計画等を変更の上、提出する必要があります。

対策計画・地震防災規程を作成する施設等の区域※

（平成26年7月16日時点の住居表示によっています）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大  阪  市 | 北区 | 梅田１から3丁目、大深町、大淀北1から2丁目、大淀中１から5丁目、大淀南１から3丁目、角田町、小松原町、芝田１から2丁目、曽根崎１から2丁目、曽根崎新地１から2丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、堂島１から3丁目、堂島浜2丁目、堂山町、兎我野町、豊崎１から7丁目、中崎西１から4丁目、中津1から7丁目、中之島6丁目（市道新なにわ筋線以西の区域に限る）、本庄西3丁目 |
| 都島区 | 内代町1丁目、毛馬町１から2丁目、高倉町１から3丁目、友渕町2から3丁目、中野町3丁目、東野田町3から5丁目、都島北通1から2丁目、都島中通1から3丁目、都島本通3から5丁目、都島南通1から2丁目、御幸町1から2丁目 |
| 福島区 | 全域 |
| 此花区 | 全域 |
| 中央区 | 淡路町4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、船場中央4丁目、宗右衛門町、道修町4丁目、平野町4丁目、備後町4丁目、伏見町4丁目、本町4丁目、南本町4丁目 |
| 西区 | 全域 |
| 港区 | 全域 |
| 大正区 | 全域 |
| 浪速区 | 芦原1から2丁目、稲荷1から2丁目、木津川1から2丁目、久保吉1から2丁目、幸町1から3丁目、桜川1から4丁目、塩草1から3丁目、敷津西1から2丁目、大国1から3丁目、立葉1から2丁目、浪速西1から4丁目、浪速東1から3丁目、湊町1から2丁目、元町3丁目 |
| 西淀川区 | 全域 |
| 淀川区 | 加島1から4丁目、木川西1から4丁目、木川東1から4丁目、十三東1から5丁目、十三本町1から3丁目、十三元今里1から3丁目、新北野1から3丁目、田川1から3丁目、田川北1から3丁目、塚本1から6丁目、新高1から6丁目、西中島1から7丁目、西三国2から4丁目、西宮原1から2丁目、野中北1から2丁目、野中南1から2丁目、三国本町1から3丁目、三津屋北1から3丁目、三津屋中1から3丁目、三津屋南1から3丁目、宮原3から5丁目 |
| 旭区 | 大宮1丁目、高殿2・5から6丁目、中宮1丁目 |
| 城東区 | 今福西1から6丁目、今福東1から2丁目、今福南2から4丁目、蒲生1から4丁目、鴫野西1から5丁目、鴫野東3丁目、成育1から5丁目、関目1から5丁目、中央1から3丁目、天王田、野江1から4丁目 |
| 鶴見区 | 鶴見1から4丁目、横堤1・4丁目 |
| 住之江区 | 安立1・3・4丁目、泉1から2丁目、北加賀屋1から5丁目、北島1から3丁目、粉浜1から3丁目、粉浜西1から3丁目、柴谷1から2丁目、新北島1から8丁目、住之江1から3丁目、中加賀屋1から4丁目、南港北1から3丁目、南港中1から8丁目、南港東1から9丁目、南港南1から7丁目、西加賀屋1から4丁目、西住之江1から4丁目、浜口西1から3丁目、浜口東1から3丁目、東加賀屋1から4丁目、平林北1から2丁目、平林南1から2丁目、御崎1から8丁目、緑木1から2丁目、南加賀屋1から4丁目 |
| 住吉区 | 上住吉2丁目、墨江1丁目、住吉2丁目、長峡町、東粉浜3丁目、 |
| 西成区 | 旭1から3丁目、岸里1から3丁目、岸里東1丁目、北津守1から4丁目、北開1から2丁目、潮路1から2丁目、千本北1から2丁目、千本中1から2丁目、千本南1から2丁目、橘1から3丁目、玉出中1から2丁目、玉出西1から2丁目、玉出東1から2丁目、津守1から3丁目、鶴見橋1から3丁目、出城1から3丁目、長橋1から3丁目、中開1から3丁目、梅南1から3丁目、花園南2丁目、松1から3丁目、南津守1から7丁目、南開1から2丁目 |
| 堺  市 | 堺区 | 市之町西3丁、戎島町1から5丁、戎之町西1から2丁、大町西3丁、大浜北町1から5丁、大浜中町1から3丁、大浜西町、大浜南町1から3丁、海山町1から7丁、甲斐町西3丁、柏木町1から4丁、春日通1から4丁、神南辺町1から6丁、北旅籠町西2から3丁、北波止町、北半町西、九間町西2から3丁、櫛屋町西、楠町1から4丁、熊野町西2から3丁、車之町西2から3丁、材木町西2から3丁、栄橋町1から2丁、桜之町西3丁、三宝町1から9丁、塩浜町、七道西町、宿院町西3から4丁、宿屋町西2から3丁、少林寺町西3から4丁、昭和通1から6丁、新在家町西2から4丁、神明町西2から3丁、菅原通1から5丁、住吉橋町1から2丁、大仙西町1丁、高砂町1丁、匠町、築港南町、築港八幡町、出島海岸通1から4丁、出島町1から5丁、出島西町、出島浜通、鉄砲町、寺地町西3から4丁、中之町西3から4丁、錦之町西3丁、西湊町1から6丁、東湊町1から5丁、松屋町1から2丁、松屋大和川通1から4丁、緑町1から4丁、南島町1から5丁、南旅篭町西2から4丁、南旅篭町東3から4丁、南半町西1から4丁、南半町東1から2丁、柳之町西3丁、八幡通1から3丁、山本町1から6丁、竜神橋町1から2丁 |
| 西区 | 石津西町、築港新町1から4丁、築港浜寺町、築港浜寺西町、浜寺石津町中1から5丁、浜寺石津町西1から5丁、浜寺石津町東1から5丁、浜寺公園町1から4丁、浜寺昭和町1から5丁、浜寺諏訪森町中1から3丁、浜寺諏訪森町西1から4丁、浜寺諏訪森町東2から3丁、浜寺船尾町西1から2丁 |
| 岸和田市 | | 磯上町2から3・5から6丁目、魚屋町、戎町、大北町、大手町、紙屋町、加守町1丁目、岸之浦町、岸野町、北町、五軒屋町、堺町、地蔵浜町、下野町1から5丁目、新港町、大工町、中北町、中之浜町、並松町、春木泉町、春木大小路町、春木北浜町、春木大国町、春木本町、春木南浜町、春木宮本町、本町、松風町、南町、港緑町、宮本町、木材町、八幡町、臨海町 |
| 豊中市 | | 大島町3丁目（神崎川以南の区域に限る） |
| 泉大津市 | | 青葉町、綾井（府道泉大津美原線新道以北の区域に限る）、上之町、戎町、小津島町、春日町、河原町、小松町、汐見町、清水町、下之町、新港町、神明町、菅原町、助松町1から4丁目、高津町、田中町、なぎさ町、西港町、東港町、本町、松之浜町1から2丁目、夕凪町、臨海町1から3丁目、若宮町 |
| 貝塚市 | | 海塚3丁目、北町、澤、津田北町、津田南町、二色1・2・4丁目、二色北町、二色南町、西町、堀3丁目、港、南町、脇浜3丁目 |
| 泉佐野市 | | 春日町、下瓦屋2丁目、新町1から2丁目、住吉町、泉州空港北、鶴原3から4丁目、新浜町、湊2から3丁目、りんくう往来北、りんくう往来南（りんくう公園の区域に限る） |
| 和泉市 | | 葛の葉町3丁目（府道泉大津美原線新道以北の区域に限る） |
| 高石市 | | 綾園1から5・7丁目、加茂1丁目、高砂1から3丁目、高師浜1から4丁目、高師浜丁、千代田1から6丁目、羽衣1から5丁目、羽衣公園丁、東羽衣1から3・5・7丁目、南高砂 |
| 泉南市 | | 岡田５から７丁目、男里６から７丁目、泉州空港南、りんくう南浜（府道泉佐野岩出線以北の区域に限る） |
| 阪南市 | | 尾崎町1から3・6から8丁目、尾崎町4丁目（南海本線以北の区域に限る）、尾崎町5丁目（南海本線以北の区域に限る）、貝掛（南海本線以北の区域に限る）、新町（南海本線以北の区域に限る）、鳥取（南海本線以北の区域に限る）、箱作（南海本線以北の区域に限る） |
| 忠岡町 | | 忠岡北2から3丁目、忠岡中2から3丁目、忠岡南2から3丁目、新浜1から3丁目 |
| 田尻町 | | 嘉祥寺（南海本線以北の区域に限る）、泉州空港中、吉見（南海本線以北の区域に限る）、りんくうポート北、りんくうポート南（府道泉佐野岩出線以北の区域に限る） |
| 岬町 | | 多奈川小島（府道岬加太港線以北の区域に限る）、多奈川谷川（府道岬加太港線以北の区域に限る）、淡輪（南海本線以北の区域に限る）、深日（南海本線以北及び南海多奈川線以北の区域に限る） |

※この表は、大阪府知事が設定する津波浸水想定において、水深３０ｃｍ以上の浸水が想定される区域を町丁目で示したものです。詳細については、大阪府が公表している浸水想定図（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/tunami_soutei.html>）をご覧いただくか、市町にお問い合わせください。

対策計画・地震防災規程の提出先、問合せ先

○対策計画の提出先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当課 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
| 大阪府危機管理室防災企画課 | 大阪市中央区大手前3-1-43 | 06-6944-9128 | 06-6944-6654 |

※次のホームページを参照<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/taisakukeikaku.html>

○消防法に基づく地震防災規程・予防規定の提出先

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町名 | 消防署 | | 所在地 | 電話番号 | FAX |
| 大阪市 | 消防局 | | 西区九条南1―12－54 | 06-6582-2854 | 06-6582-2864 |
| 北 | | 大阪市北区茶屋町19－41 | 06-6372-0119 | 06-6372-4885 |
| 都島 | | 大阪市都島区都島本通2-1-8 | 06-6923-0119 | 06-6923-6444 |
| 福島 | | 福島区吉野3－17－22 | 06-6465-0119 | 06-6465-6311 |
| 此花 | | 此花区春日出北1‐8‐30 | 06-6461-0119 | 06-6461-5572 |
| 中央 | 本署 | 中央区内本町2‐1‐6 | 06-6947-0119 | 06-6942-5745 |
| 上町出張所 | 中央区中寺1‐2‐28 | 06-6764-0119 | 06-6764-6940 |
| 西 | | 西区九条南1-12-54 | 06-4393-0119 | 06-4393-0124 |
| 港 | | 港区弁天1‐4‐1 | 06-6573-0119 | 06-6573-0325 |
| 水上 | | 港区築港3‐1‐47 | 06-6574-0119 | 06-6574-0140 |
| 大正 | | 大正区小林東3‐5‐16 | 06-6552-0119 | 06-6552-4099 |
| 浪速 | | 浪速区元町1-14-20 | 06-6641-0119 | 06-6634-0119 |
| 西淀川 | | 西淀川区御幣島1‐10‐20 | 06-6472-0119 | 06-6472-0533 |
| 淀川 | | 淀川区木川東4‐10‐12 | 06-6308-0119 | 06-6308-4071 |
| 旭 | | 旭区大宮1‐1‐11 | 06-6952-0119 | 06-6952-0125 |
| 城東 | | 城東区中央3‐4‐20 | 06-6931-0119 | 06-6931-0072 |
| 鶴見 | | 鶴見区横堤5-5-45 | 06-6912-0119 | 06-6912-6043 |
| 住之江 | | 住之江区御崎4‐11‐6 | 06-6685-0119 | 06-6685-8120 |
| 住吉 | | 住吉区遠里小野1-1-9 | 06-6695-0119 | 06-6695-4001 |
| 西成 | | 西成区岸里1‐4‐26 | 06-6653-0119 | 06-6653-2119 |
| 堺市、高石市 | 消防局 | | 堺市堺区大浜南町3-2-5 | 072-238-0119 | 072-223-6938 |
| 堺 | | 堺市堺区市之町西1-1-27 | 072-228-0119 | 072-228-4087 |
| 西 | | 堺市西区鶴田町29-18 | 072-274-0119 | 072-271-1122 |
| 高石 | | 高石市西取石1-27-23 | 072-266-0119 | 072-263-5295 |
| 岸和田市 | 消防本部 | | 岸和田市上松町3-7-21 | 072-426-0119 | 072-426-0900 |
| 豊中市 | 消防局 | | 豊中市岡上の町1-8-24 | 06-6853-2345 | 06-6843-0119 |
| 泉大津市 | 消防本部 | | 泉大津市池浦町1-9-9 | 0725-21-0119 | 0725-33-0531 |
| 貝塚市 | 消防本部 | | 貝塚市鳥羽122-1 | 072-422-0119 | 072-423-4648 |
| 和泉市 | 消防本部 | | 和泉市一条院町140-2 | 0725-41-0119 | 0725-45-5155 |
| 泉佐野市 | 泉佐野 | | 泉佐野市りんくう往来北1－20 | 072-469-0119 | 072-460-2119 |
| 泉南市 | 泉南 | | 泉南市信達市場2012-1 | 072-485-0119 | 072-483-7951 |
| 阪南市 | 阪南 | | 阪南市黒田264-1 | 072-473-0119 | 072-473-1511 |
| 田尻町 | 田尻出張所 | | 泉南郡田尻町嘉祥寺385-2 | 072-465-0119 | 072-465-0119 |
| 岬町 | 岬 | | 泉南郡岬町深日1415番地 | 072-492-0119 | 072-492-2237 |
| 泉佐野市、泉南市、田尻町（関西空港内に限る。） | 空港出張所 | | 泉南郡田尻町泉州空港中1番地 | 072-456-0119 | 072-456-0118 |
| 忠岡町 | 消防本部 | | 泉北郡忠岡町忠岡北1-1-23 | 0725-32-0119 | 0725-22-4000 |

(参考)地域の地震防災に関する問合せ先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町 | 担当部・課 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
| 大阪市 | 危機管理室 | 大阪市北区中之島1-3-20 | 06-6208-7385 | 06-6202-3776 |
| 堺市 | 危機管理室 | 堺市堺区南瓦町3-1 | 072-228-7605 | 072-222-7339 |
| 岸和田市 | 危機管理部危機管理課 | 岸和田市岸城町7-1 | 072-423-9437 | 072-423-6933 |
| 豊中市 | 危機管理課 | 豊中市中桜塚3-1-1 | 06-6858-2683 | 06-6858-2667 |
| 泉大津市 | 総合政策部危機管理課 | 泉大津市東雲町9-12 | 0725-33-1131 | 0725-21-0412 |
| 貝塚市 | 都市政策部危機管理課 | 貝塚市畠中1-17-1 | 072-433-7392 | 072-432-2482 |
| 泉佐野市 | 市民協働部自治振興課  危機管理室 | 泉佐野市市場東1-295-3 | 072-463-1212 | 072-464-6253 |
| 和泉市 | 市長公室公民協働推進室  危機管理担当 | 和泉市府中町二丁目7-5 | 0725-99-8104 | 0725-41-1944 |
| 高石市 | 総務部危機管理課 | 高石市加茂4-1-1 | 072-265-1001 | 072-267-3078 |
| 泉南市 | 総合政策部危機管理課 | 泉南市樽井1-1-1 | 072-479-3601 | 072-483-0325 |
| 阪南市 | 市長公室危機管理課 | 阪南市尾崎町35-1 | 072-471-5678 | 072-473-3504 |
| 忠岡町 | 町長公室自治政策課 | 泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1 | 0725-22-1122 | 0725-22-0364 |
| 田尻町 | 総務部危機管理課 | 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 | 072-466-5009 | 072-466-8725 |
| 岬町 | まちづくり戦略室  危機管理担当 | 泉南郡岬町深日2000-1 | 072-492-2759 | 072-492-5814 |

（参考）関係法令の問い合わせ先

国土交通省近畿運輸局

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担　当　課 | 所　在　地 | 電話番号 | FAX |
| 総務部安全防災危機管理課 | 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 | 06-6949-6412 | 06-6949-6458 |
| 鉄道部技術課 （鉄軌道事業・索道事業関係） | 06-6949-6441 | 06-6949-6529 |
| 自動車交通部旅客第一課 （一般乗合旅客自動車運送事業・一般自動車事業関係） | 06-6949-6445 | 06-6949-6531 |
| 自動車技術安全部保安・環境課 （運行管理規程に関すること） | 06-6949-6454 | 06-6949-6459 |
| 海上安全環境部運航労務監理官 （安全管理規程の地震防災対策基準に関すること） | 06-6949-6415 | 06-6949-6528 |

経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担　当　課 | 所　在　地 | 電話番号 | FAX |
| 保安課（ガス事業法の規定による保安規定関係） | 大阪市中央区大手前1-5-44　 大阪合同庁舎第1号館 | 06-6966-6050 | 06-6966-6093 |
| 電力安全課（電気事業法の規定による保安規定関係） | 06-6966-6047 | 06-6966-6092 |